

# 第3章 統計部

## 第1節 統計の品質向上

### 1 政府統計としての取組

平成 31 年 1 月に明らかとなった政府統計の不適切事案を発端として、政府統計に対する信頼回復が喫緊の取組として求められることとなった。これを受け、総務省統計委員会において「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年 9 月 30 日。以下「再発防止策」という。）が取りまとめられ、①P D C A サイクルによるガバナンスの確立、②調査結果の誤り発生への対応等に関する提言がなされた。

さらに、統計改革推進会議統計行政新生部会において、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年 12 月 24 日。以下「総合的対策」という。）として、今後の統計行政の在り方に関する総合的な対策が取りまとめられた。

また、統計調査の担当者から独立した立場での審査や調査結果の誤り発生時の再発防止策の指導等を担う統計分析審査官が内閣官房統計改革推進室に 31 名配置され、そのうち 4 名が農林水産省に派遣（令和元年 7 月 26 日）された。

### 2 農林水産統計における取組

- (1) 農林水産省においては、農林水産統計の品質の維持・向上を図るため、調査担当課室から独立した統計部管理課に統計品質向上グループを設置（令和元年 7 月 26 日）し、内閣官房統計改革推進室から派遣された統計分析審査官を中心に、①調査結果の公表資料について「公的統計の品質保証に関するガイドライン」（平成 22 年 3 月 31 日統計企画会議申合せ）等に基づく一元的な審査、②各統計調査が総務大臣の承認を受けた調査計画どおり履行されているかの点検、③調査結果の誤り発生時の再発防止策の指導等の取組を実施した。
- (2) 再発防止策及び総合的対策において求められている「P D C A サイクル確立のための点検・評価」及び「誤り発生時の対応」を令和 2 年度から速やか

に実行するため、農林水産省としてのルール策定の検討を行った。

- (3) 従来、政策部局で実施してきた 12 本の統計調査を令和 2 年度から全て統計部に一元化することについて省内関係部局との協議を完了するとともに、一元化に向けた準備を行った。
- (4) 基礎的審査の導入、ドキュメントの整備状況を確認し、その履行が不十分であることが判明した 8 本の統計調査について、次回調査の実施から適切に履行するための導入計画を策定した。

## 第2節 統計の企画調整

### 1 統計企画

農林水産統計については、農政を支える「情報インフラ」及び「公共財」としての重要な役割を果たすため、農林水産業、農山漁村、食品産業等関連産業の実態を的確に把握する統計調査を効率的・重点的に実施し、その結果や他の統計データを利用した分析、加工を行い、迅速かつ利用しやすい形で提供した。

また、データ分析の高度化等を実現するため、人工知能（AI）や人工衛星データ等の新技術の活用に向けた実証実験を行った。

### 2 統計調整

統計行政を進める上で基本となる統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき、農林水産省の所掌事務に係る統計調査を実施するに当たり必要な申請手続きを総務省に対して行った。

全ての統計調査の実施状況について、総務大臣から承認された調査計画に基づき点検し、所要の改善を図った。

### 3 広報普及

統計調査結果の迅速な提供と多種多様なニーズへの対応のため、①調査結果の速報を農林水産統計（第 1 報）として農林水産省 Web サイト等による公表、②調査結果の確定した集計事項全ての統計数値を政府統計共

同利用システム(e-Stat)により提供、③調査ごとに編集した報告書の刊行、④「農林水産統計公表予定」及び「週間公表予定表」の統計部 Web サイトへの掲載等を行った。

また、農林業センサスの主要データ等の農林水産統計結果のほか、他府省の統計データを利用して、都道府県、市町村、農業集落ごとの農林水産業の状況、地理的状況、社会的状況等について分析指標等を加えグラフにより分かり易くまとめ、「わがマチ・わがムラ情報提供システム」(データベース)により農林水産省 Web サイトを通じ地域データの幅広い提供を行った。

## 第3節 総合統計書の編さん

利用度の高い統計情報の提供を行うため、農林水産業に関する各種統計調査結果等を幅広く収録した次の総合統計書を刊行した。

### 1 農林水産省統計表(第93次)

我が国の農林水産業に関する主要な統計について、農林水産省の統計調査結果を主体に、他府省庁等の統計も収録し、都道府県別及び英文併記により編集したものである。

### 2 ポケット農林水産統計(令和元年版)

国内外の農林水産業の現状を概観できるよう、農林水産省統計部の調査結果を主体に、農林水産省各局庁、他府省、各種団体等の各種データも収録し、コンパクト(B6判)に編集したものである。

## 第4節 産業連関表等

### 1 産業連関表

産業連関表は、国あるいは一定地域において1年間に行われた財・サービスの産業間取引を一つの行列(マトリックス)にした統計表である。全国を範囲とする産業連関表は、総務省、農林水産省をはじめとする関係10府省庁の共同事業として、おおむね5年ごとに作成している。

令和元年度においては、「平成27年(2015年)産業連関表」を令和元年6月に公表するとともに、農林水産省において独自に取りまとめた「平成27年(2015年)農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表(飲

食費のフローを含む。)」を令和2年2月に公表した。

## 2 農業・食料関連産業の経済計算

「農業・食料関連産業の経済計算」は、食料供給に関係する各種産業の経済活動を数量的に把握することを目的として毎年度作成しているものであり、その考え方及び推計方法は「産業連関表」及び「国民経済計算」に準拠している。

この経済計算は、①農林漁業(林業はきこの等の食用の特用林産物)及び食料関連産業の生産活動の結果をマクロの視点から把握した「農業・食料関連産業の経済計算」、②農業部門の経済を生産と投資の両面から捉えた「農業の経済計算」等から構成されている。平成29年の確定値及び平成30年の概算値を公表した。

## 第5節 経営統計調査

### 1 農業経営統計調査

農業経営統計調査は、母集団構造の変化や農業施策に対応する見直しを行い、平成31年1月から新たな調査体系で実施している。主な見直し内容として、調査対象区分の見直し、標本設計の変更を行った。

#### (1) 営農類型別経営統計

##### ア 調査の目的

農業生産物を販売することを目的とした農業経営体の経営の実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

##### イ 調査の対象

全国の農業経営体のうち農業生産物の販売を目的とする個人経営体及び法人経営体を調査対象とした。

##### ウ 調査の方法

調査対象経営体に調査票を配布し、郵送、オンライン又は職員若しくは統計調査員(以下「職員等」という。)が訪問して回収した。回収が困難な場合は、職員等が決算書類等を閲覧し、又は提供を受け、その内容を転記及び調査対象経営体に面接・聞き取りして調査票を作成した。

##### エ 調査結果の公表

調査結果は、営農類型別経営統計及び経営形態別経営統計のそれぞれについて、個人経営体、法人経営体及びその両者を統合した農業経営体別に公表するとともに、報告書として刊行する。

(2) 農産物生産費統計

ア 調査の目的

(7) 米生産費統計

米の生産コストを明らかにし、米の生産コスト低減対策、生産対策、経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

(4) 麦類生産費統計及び工芸農作物等生産費統計

麦類(小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦)及び工芸農作物等(大豆、原料用かんしょ、原料用ばれいしょ、てんさい、さとうきび、なたね及びそば)の生産コストを明らかにし、経営所得安定対策、生産対策、経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

イ 調査の対象

当該作目の経営規模が、作目ごとに定めた規定を満たす個別経営体及び組織法人経営体を調査対象とした。

なお、平成28年産までは個別経営体のみを調査対象としていたが、平成29年産から、米及び大豆の組織法人経営体について、調査対象に追加した。

ウ 調査の方法

調査対象経営体に調査票を配布し、郵送、オンライン又は職員等が訪問して回収した。回収が困難な場合は、職員等が決算書類等を閲覧し、又は提供を受け、その内容を転記及び調査対象経営体に面接・聞き取りして調査票を作成した。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を作目ごとに公表するとともに、詳細を「農産物生産費(個別経営)」及び「農産物生産費(組織法人経営)」として刊行する。

(3) 畜産物生産費統計

ア 調査の目的

(7) 牛乳生産費統計

生乳の生産コストを明らかにし、加工原料乳の生産者補給金単価の算定、経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

(4) 肉用牛生産費統計

肉用牛(子牛、乳用雄育成牛、交雑種育成牛、去勢若齢肥育牛、乳用雄肥育牛及び交雑種肥育牛)の生産コストを明らかにし、肉用子牛の保証基準価格等の算定及び肉用牛肥育経営安定交付金の算定、経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

(7) 肥育豚生産費統計

肥育豚の生産コストを明らかにし、肉豚経営安定交付金の算定、経営改善対策等の資料を整備す

ることを目的とする。

イ 調査の対象

当該畜種の経営規模が、畜種ごとに定めた規定を満たす個別経営体を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査対象経営体に調査票を配布し、郵送、オンライン又は職員等が訪問して回収した。回収が困難な場合は、職員等が決算書類等を閲覧し、又は提供を受け、その内容を転記及び調査対象経営体に面接・聞き取りして調査票を作成した。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を畜種ごとに公表するとともに、詳細を「畜産物生産費」として刊行する。

2 林業経営統計調査

林業経営体の財産状況、収支状況、施業状況等の経営実態を明らかにし、「森林・林業基本法」(昭和39年法律第161号)に基づく林業行政等を推進するための資料を整備することを目的とする。

なお、本調査は周期年調査のため、令和元年度は調査を休止した。

3 漁業経営統計調査

(1) 調査の目的

海面漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等、漁業経営体の経営実態を明らかにし、水産行政等を推進するための資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象

ア 個人経営体調査

全国の海面漁業経営体のうち、第2種兼業漁家を除く個人であり、①主として動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、②主として小型定置網漁業を営むもの、③主として対象水産物(ぶり類、まだい、ほたてがい、かき類又はのり類)の海面養殖業を営むものを調査対象とした。

イ 会社経営体調査

全国の海面漁業経営体のうち、会社であり、①主として使用動力漁船の合計トン数が10t以上の動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、②主として対象水産物(ぶり類又はまだい)の海面養殖業を営むものを調査対象とした。

(3) 調査の方法

ア 個人経営体調査

調査対象経営体に調査票を配布して記入を依頼

し、調査対象経営体が税務申告関係帳簿類等を用いて調査票へ記入する方法により調査を実施した。調査票は、郵送又はオンラインにより回収した。

イ 会社経営体調査

調査対象経営体に調査票を配布して記入を依頼し、調査対象経営体が税務申告関係帳簿類等を用いて調査票へ記入する方法により実施した。調査票は、郵送又はオンラインにより回収した。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業経営統計調査報告」として刊行する。

4 農業物価統計調査

(1) 調査の目的

農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数等を作成するほか、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の推進等のための資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類及び区分

調査は、農産物生産者価格調査及び農業生産資材価格調査の2種類に区分される。

また、農産物生産者価格調査は、一般農産物生産者価格調査(野菜以外)及び野菜生産者価格調査に区分される。

(3) 調査の対象

農産物生産者価格調査は、調査品目ごとに主な産地における取引量の多い出荷団体等を調査対象とした。

農業生産資材価格調査は、調査品目ごとに各調査都道府県に所在する農業生産資材の代表的な価格を調査できる小売店等を調査対象とした。

(4) 調査の方法

調査は、次のいずれかの方法により実施した。

- ア 委託事業者が確保した調査員(以下(4)において「調査員」という。)が面接又は電話で調査事項を聞き取り、調査票に記入する他計調査の方法
- イ 調査員が調査対象を訪問して調査票を配布し、調査対象が記入した調査票を回収する自計調査の方法
- ウ 郵送又はFAXにより調査票を配布し、郵送、FAX又はオンラインにより回収する自計調査の方法
- エ 委託事業者の創意工夫による方法(農林水産省が承認したものに限る。)

(5) 調査結果の公表

月々の農業物価指数は、毎調査月の翌月に公表した。年次指数については、その概要を公表するとともに、詳細を「農業物価統計」として刊行する。

5 生産者の米穀在庫等調査

(1) 調査の目的

生産者の米穀の在庫量、消費量、販売量等の実態を把握し、各種行政施策の推進のための資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象

販売目的で水稲を10a以上作付けた農業経営体を調査対象とした。

(3) 調査の方法

統計調査員が調査対象経営体に対して調査票を配布・回収又は調査票を郵送により配布・回収する自計調査の方法により実施した。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「生産者の米穀在庫等調査結果」として刊行する。

6 生産農業所得統計、林業産出額及び漁業産出額

(1) 調査の目的

国民経済的な立場から、農林水産業に係る生産の実態を金額で評価することにより明らかにし、農林水産行政の企画やその実行のフォローアップに資する資料を提供することを目的とする。

(2) 生産農業所得統計

ア 推計の方法

(1) 農業総産出額及び生産農業所得(全国)

農業総産出額は、全国を推計単位として、農業生産活動による最終生産物の全国の品目別生産量に、品目別農家庭先販売価格を乗じた額を合計して求めた。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、経常補助金を加算して生産農業所得を推計した。

(4) 農業産出額及び生産農業所得(都道府県別)

農業産出額は、都道府県を推計単位として、都道府県別の品目別生産量に品目別農家庭先販売価格を乗じて求めた。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、経常補助金を加算し

て生産農業所得を推計した。

(7) 市町村別農業産出額(推計)

市町村別農業産出額は、都道府県別農業産出額を農林業センサス及び作物統計調査の結果を用いて市町村別に按分して推計した。

イ 推計結果の公表

推計結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「生産農業所得統計(併載:市町村別農業産出額(推計))」として刊行する。

(3) 林業産出額

ア 推計の方法

林業産出額は、都道府県を推計単位として、都道府県別の林産物生産量に生産者価格を乗じて求めた。これに、林業経営統計調査又は産業連関構造調査(栽培きのこ生産業投入調査)から求めた所得率を乗じて全国の(参考)生産林業所得を推計した。

イ 推計結果の公表

推計結果を公表し、「林業産出額」として刊行する。

(4) 漁業産出額

ア 推計の方法

漁業産出額は、海面及び内水面における漁業・養殖業生産量に産地卸売価格等を乗じて求めた。これに、漁業経営調査又は産業連関構造調査(内水面養殖業投入調査)から求めた所得率を乗じて、全国の生産漁業所得を推計した。

イ 推計結果の公表

推計結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業・養殖業生産統計年報(併載:漁業産出額)」に収録する。

## 第6節 構造統計調査

### 1 農林業センサス

我が国農林業の生産構造及び就業構造等の実態や農山村地域の現状を明らかにし、我が国の農林行政に係る諸施策及び農林業に行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的とする。1950年世界農林業センサス(昭和25年)から5年ごとに実施しており、今回の「2020年農林業センサス」で農業は15回目、林業は9回目となる。

令和元年度においては、令和2年2月1日現在で農林業経営体調査および農山村地域調査(調査の概要は以下参照。)を実施した。

#### (1) 農林業経営体調査

調査の対象は、一定規模以上の農林業生産活動、又は、委託を受けて農林業作業を実施する農林業経営体とした。

調査は令和2年2月1日現在で、調査対象の自計調査により実施した。

主な調査項目は、経営の形態、耕地や山林面積、施設、農林産物の生産・販売、農林業作業の受託、農林業労働力等である。

#### (2) 農山村地域調査

調査の対象は、すべての市区町村(東京都特別区を含む。)及びすべての農業集落(全域が市街化区域に含まれる農業集落を除く。)とした。

調査は令和2年2月1日現在で、市区町村に対する調査は、市区町村の自計調査により、農業集落に対する調査は、農業集落精通者の自計調査により実施した。

主な調査項目は、林野面積、寄り合いの開催状況、地域活動の実施状況、地域資源の保全等である。

## 2 漁業センサス

我が国漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。第1次漁業センサス(昭和24年)から今回の「2018年漁業センサス」で14回目となる(昭和38年以降は5年ごとに実施)。

令和元年度は、平成30年度に実施した2018年漁業センサス結果の集計を行い、結果の概要(概数値)を8月28日に、確定値を1月17日に公表した。

また、以下の報告書(総括編、第1巻～第3巻、第7巻、第8巻)を刊行した。

総括編

第1巻 海面漁業に関する統計(全国・大海区編)

第2巻 海面漁業に関する統計(都道府県編)

第3巻 海面漁業に関する統計(市区町村編)

第7巻 内水面漁業に関する統計

第8巻 流通加工業に関する統計(全国・都道府県・市区町村編)

### 3 農業構造動態調査

5年ごとに実施する農林業センサス実施年以外の年に、農業構造の実態及びその変化を明らかにするため、農業生産構造、就業構造等に関する基本的な事項を把握し、農政の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

令和元年度は、2020年農林業センサスの実施年であるため調査を休止し、平成30年度に実施した調査結果の概要を公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査報告書(併載：新規就農者調査結果)」として刊行した。

## 4 新規就農者調査

### (1) 調査の目的

新規就農者数(雇用による新規就農者及び新規参入者を含む。)を把握し、新たな人材を育成・確保する諸施策の企画・立案、検証等に必要な資料を整備することを目的とする。

### (2) 調査の対象と調査の方法

平成31年2月1日現在(調査票の配布は平成31年3月)で実施した。

ア 就業状態調査は、2015年農林業センサスで把握した農業経営体のうち、家族経営体を母集団として、主副業別農業経営組織別の階層に基づく層化抽出法により抽出し、調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

イ 新規雇用人調査は、2015年農林業センサスで把握した農業経営体のうち、組織経営体(家族経営体以外の農業経営体)及び一戸一法人(家族経営体のうち、法人化している経営体)並びに2015年農林業センサス実施年以降に農業構造動態調査で把握した新設組織経営体を母集団として、農産物の販売金額規模階層等に基づく層化抽出法により抽出し、調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

ウ 新規参入者調査は、すべての農業委員会(農業委員会が設置されていない市区町村にあっては、当該市区町村)を対象に、調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

### (3) 調査結果の公表

調査結果を公表した。また、「農業構造動態調査報告書(併載：新規就農者調査結果)」として刊行した。

## 5 農道整備状況調査

### (1) 調査の目的

農道の整備状況を把握し、農業農村整備の推進等に必要な資料を提供すること及び地方交付税の算定に用

いることを目的とする。

### (2) 調査の対象と調査の方法

令和元年8月1日現在で全国の市町村(農道の所在する市町村(特別区にあっては各区ごと))を対象に、調査票を郵送により配布し、オンライン、郵送又はFAXにより回収する自計調査の方法により実施した。

### (3) 調査結果の公表

調査結果を公表した。

## 6 集落営農実態調査

### (1) 調査の目的

全国統一的な基準で集落営農の数及び取組状況等を把握し、集落営農の育成・確保等に係る施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

### (2) 調査の対象と調査の方法

令和2年2月1日現在で全国の市区町村(直近の農林業センサスにおいて耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。)を対象に、調査票を郵送により配布し、オンライン、郵送又はFAXにより回収する自計調査の方法により実施した。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。また、詳細を「集落営農実態調査報告書」として刊行した。

## 7 漁業構造動態調査

### (1) 調査の目的

5年ごとに実施している漁業センサス実施年以外の年の漁業構造の実態及びその変化を明らかにし、水産行政施策の企画・立案、推進等に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

### (2) 調査の対象と調査の方法

標本調査により行うこととし、令和元年11月1日現在で実施した。

ア 個人経営体は、2018年漁業センサス海面漁業調査で設定した基本調査区を母集団として、大海区別に無作為抽出した標本調査区内に所在する全ての個人経営体に対し統計調査員が調査対象に調査票を配布し、統計調査員又は郵送にて回収する自計調査の方法により実施した。

イ 団体経営体は、2018年漁業センサスで把握した団体経営体を母集団として、大海区等別に無作為抽出した標本団体経営体に対し調査票を郵送により配布

し、オンライン又は郵送にて回収する自計調査の方法により実施した。

## 第7節 生産統計調査

### 1 作物統計調査

#### (1) 面積調査

##### ア 耕地面積調査

###### (ア) 調査の目的

農業の生産基盤となる耕地の実態を明らかにし、構造対策、土地資源の有効活用等諸施策の資料を整備することを目的とする。

###### (イ) 調査の方法

空中写真に基づき全国の土地を隙間なく 200m 四方(北海道にあっては 400m 四方)の格子状に区分した上で耕地が存在する区画を調査のための単位区とし、この中から標本単位区を抽出し、7月15日現在で対地標本実測調査により実施し、巡回・見積り、関係機関からの情報収集等により補完した。

###### (ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行する。

###### (エ) 農地の区画情報(筆ポリゴン)の提供

対地標本実測調査の母集団情報である筆ポリゴンをオープンデータとして幅広く提供を行った。

##### イ 作付面積調査

###### (ア) 調査の目的

農作物の作付けの実態を明らかにし、生産対策、土地資源の有効活用等諸施策の資料を整備することを目的とする。

###### (イ) 調査の方法

水稻については、耕地面積調査と同時に標本単位区に対する対地標本実測調査、水稻以外の作物については関係団体を対象とした往復郵送調査又はオンライン調査により実施し、それぞれ巡回・見積り及び関係機関からの情報収集により補完した。

###### (ウ) 調査結果の公表

主な作物の作付(栽培)面積は、その概要を公表した。

また、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行するとともに、「作物統計」に掲載する。

#### (2) 作況調査

##### ア 作柄概況調査

###### (ア) 調査の目的

水稻の作柄概況を早期にかつ正確に把握し、食糧の需給調整等諸施策の資料を整備することを目的とする。

###### (イ) 調査の方法

作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査により実施し、巡回・見積りにより補完した。

###### (ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

##### イ 予想収穫量調査

###### (ア) 調査の目的

水稻の予想収穫量を早期にかつ正確に把握し、食糧の需給調整等諸施策の資料を整備することを目的とする。

###### (イ) 調査の方法

作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査により実施し、巡回・見積りにより補完した。

###### (ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

##### ウ 収穫量調査

###### (ア) 調査の目的

農作物の収穫量を調査し、生産振興、価格安定、需給計画の策定等の諸施策の資料を整備することを目的とする。

###### (イ) 調査の方法

水稻については、作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査により実施し、巡回・見積りにより補完した。

陸稲、麦類、大豆、そば、なたね、かんしょ、飼料作物、果樹、野菜及び花きについては、関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査により実施し、必要に応じて、巡回・情報収集により補完した。

甘味資源作物(てんさい及びさとうきび)については、製糖会社、製糖工場等に対する往復郵送調査又はオンライン調査により実施し、情報収集により補完した。

茶については、標本荒茶工場に対する往復郵送調査又はオンライン調査により実施し、巡回・情報収集により補完した。

###### (ウ) 調査結果の公表

調査結果は、水稻、陸稲、麦類、大豆、そば、なたね、かんしょ、飼料作物、果樹(びわ、おうとう、

うめ、もも、すもも、日本なし、ぶどう)、野菜(春植えばれいしょ)、てんさい及び茶については、その概要を公表した。

果樹(西洋なし、かき、くり、みかん、りんご、キウイフルーツ、パインアップル)、野菜(春植えばれいしょ以外の品目)、さとうきび、花きについては、その概要を公表する。

また、詳細を水稻、陸稲、麦類、大豆、そば、なたね、かんしょ、飼料作物、甘味資源作物及び茶については「作物統計」として、果樹については「果樹生産出荷統計」として、野菜については「野菜生産出荷統計」として、花きについては「花き生産出荷統計」として、それぞれ刊行する。

### (3) 被害応急調査

#### ア 調査の目的

災害等を受けた作物の災害種類別の被害面積及び被害量について被害統計を作成し、天災融資法の適用の判断、特別交付税の算定及びその他の災害対策の企画・立案、実施等のための資料を整備することを目的とする。

#### イ 調査の方法

重大な災害等が発生したと認められる地域内にある作物の栽培の用に供される土地及び作物につき職員による巡回・見積り等の方法により調査を実施した。

#### ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「農作物災害種類別被害統計」として刊行する。

## 2 特定作物統計調査

### (1) 調査の目的

豆類(小豆、いんげん及びらっかせい)、こんにやくいも及び「い」の生産に関する実態を明らかにし、関税割当数量、共済基準収穫量の算定、生産振興対策等の推進のための資料を整備することを目的とする。

### (2) 調査の方法

#### ア 作付面積調査

関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査により実施し、巡回・見積り及び関係機関からの情報収集により補完した。

#### イ 収穫量調査

関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査により実施し、巡回・情報収集により補完した。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「作物統計」として刊行する。

## 3 畜産統計

### (1) 目的

主要家畜の飼養戸数、飼養頭羽数等を取りまとめ、畜産行政の資料を整備することを目的とする。

### (2) 豚、採卵鶏及びブロイラーの統計調査の対象と調査の方法

農林業センサスを基礎に畜種別の母集団を編成し標本抽出した飼養者を調査対象に、郵送調査又はオンライン調査により実施した。

なお、令和元年度は、2020年農林業センサスの実施年であるため調査を休止した。

### (3) 乳用牛及び肉用牛の集計の対象と集計の方法

牛個体識別システム(注:個体識別番号により、牛の生年月日、性別、品種、所在地等のデータを一元的に管理するシステム)のデータを活用して取りまとめた。

### (4) 結果の公表

結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「畜産統計」として刊行する。

## 4 木材統計調査

### (1) 木材統計調査

#### ア 基礎調査

##### (ア) 調査の目的

素材生産並びに木材製品の生産及び出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

##### (イ) 調査の対象と調査の方法

製材工場(製材用動力の出力数が7.5kW以上の工場)、木材チップ工場、合単板工場、LVL工場、集成材工場及びCLT工場から抽出した標本工場を対象に、郵送若しくはオンライン又は統計調査員が調査票を配布・回収する自計調査により実施した。ただし、調査対象が面接聞き取り調査を希望した場合は、統計調査員による面接(他計調査)により実施した。

##### (ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。



イ 月別調査

(7) 調査の目的

毎月の木材需給の動向を把握し、木材の需給及び木材産業の実態を明らかにするとともに、木材需給の安定対策等の資料を提供することを目的とする。

(イ) 調査の対象と調査の方法

製材工場（製材用動力の出力数が7.5kW以上の工場）及び合単板工場から抽出した標本工場を対象に、郵送、FAX又はオンラインにより調査票を配布・回収する自計報告の方法により実施した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。  
また、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

(2) 木材流通統計調査

ア 木材価格統計調査

(7) 調査の目的

毎月の木材の価格水準及びその変動を的確に把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策等の推進に資することを目的とする。

(イ) 調査の対象と調査の方法

素材・木材チップ価格調査票は、製材工場、合単板工場及び木材チップ工場を対象に、木材製品価格調査票は、木材市売市場、木材センター、卸売業者及び集成材工場を対象に、農林水産省が委託した民間事業者によって、オンライン、郵送又はFAXにより配布・回収する自計調査の方法により実施した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。  
また、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

イ 木材流通構造調査

(7) 調査の目的

周期年調査（5年周期）により、木材（素材、製材品、合単板、LVL、集成材、CLT、プレカット及び木材チップ）の仕入先別仕入量、出荷先別出荷量等の把握を行い、木材の量的なフロー（流通量）を明らかにするとともに、木材の加工・流通全般に係る各段階の取引額等について把握し、木材流通構造改善策等の推進に資することを目的とする。

(イ) 調査の対象と調査の方法

製材工場、合単板工場、LVL工場、プレカット工場、集成材工場、CLT工場及び木材チップ工場並びに木材市売市場、木材センター及び木材販売業者を対象に、統計調査員が調査票を配布・回収する自計調査又は面接・聞き取りによる他計調査によ

り実施した。

なお、報告者の協力が得られる場合は、（往復）郵送又はオンライン（電子メール）により調査票を回収する自計調査により実施した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。  
また、詳細を「木材流通構造調査報告書」として刊行する。

5 漁業生産統計調査

(1) 調査の目的

海面及び内水面における漁業・養殖業の生産に関する実態を把握して、水産行政の推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類

調査は、海面漁業生産統計調査（海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収穫統計調査）及び内水面漁業生産統計調査（内水面漁業漁獲統計調査、内水面養殖業収穫統計調査及び3湖沼漁業生産統計調査）に区分される。

(3) 調査の対象と調査の方法

ア 海面漁業生産統計調査

(7) 海面漁業漁獲統計調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として、調査票又は電磁的記録媒体を配布して行う自計調査、オンライン調査、統計調査員による面接聞き取りによる調査、水揚機関の事務所の記録を閲覧し転記する方法、職員による往復郵送調査又は漁獲成績報告書等を利用した取りまとめを実施した。

(イ) 海面養殖業収穫統計調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として、調査票又は電磁的記録媒体を配布して行う自計調査、オンライン調査、統計調査員による面接聞き取りによる調査、水揚機関の事務所の記録を閲覧し転記する方法、職員による往復郵送調査又は漁獲成績報告書等を利用した取りまとめを実施した

イ 内水面漁業生産統計調査

(7) 内水面漁業漁獲統計調査

漁業権の設定等が行われている年間漁獲量50t以上の河川及び湖沼（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。）、並びに年間漁獲量が50t未満であっても、統計部長が国の施策上、毎年の調査が必要な河川及び湖沼として指定するものを対象として、対象を管轄する内水面漁業協同組合及び経営体を対象

とした。なお、湖沼のうち、3湖沼の内水面漁業は(ウ)による。

(イ) 内水面養殖業収獲統計調査

全国のます類、あゆ、こい、うなぎ及びにしきごいの内水面養殖業を営むすべての経営体を対象とした。なお、3湖沼の内水面養殖業は(ウ)による。

(ウ) 3湖沼漁業生産統計調査

琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で生産された水産物を扱うすべての水揚機関、漁業又は養殖業を営むすべての経営体を対象とした。

上記の(ア)、(イ)及び(ウ)の調査について、委託事業者が郵送により調査票を配布し、郵送又は統計調査員が回収する方法、オンライン調査による方法、統計調査員による面接調査の方法により実施した。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「漁業・養殖業生産統計年報」として刊行する。

## 第8節 流通消費統計調査

### 1 牛乳乳製品統計調査

(1) 調査の目的

牛乳及び乳製品の生産、出荷及び在庫量に関する実態を明らかにし、畜産行政の資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

調査は、年1回調査の基礎調査と、毎月調査の月別調査に区分される。

基礎調査は、全国の全ての牛乳処理場及び乳製品工場を対象に行っており、委託事業者が調査票をオンライン又は郵送で配布・回収する自計調査により行った。

なお、乳製品工場のうち、アイスクリームのみを製造する乳製品工場で年間生産量が5万1に満たないものは除いた。

月別調査は、基礎調査で調査対象となる全ての乳製品工場及び基礎調査結果に基づき選定された牛乳処理場及び乳製品の在庫量を一括で管理する本社を対象に、委託事業者が調査票をオンライン又は郵送で配布・回収する自計調査により実施した。

(3) 調査結果の公表

基礎調査及び月別調査の調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「牛乳乳製品統計」として刊行する。

### 2 食品流通段階別価格形成調査

生鮮農水産物(青果物及び水産物)の産地から消費地に至る各流通段階別の流通経費等の実態を把握するとともに、その結果を用いて価格形成の過程を試算することにより、食料の安定供給の確保に向けた食品流通の効率化・高度化、流通構造改革等の施策を推進するため、並びに水産物の流通について多様な流通ルートの構築による取引の選択肢の拡大等を推進するための資料を整備することを目的とする。

なお、令和元年度は調査を休止した。

### 3 6次産業化総合調査

(1) 調査の目的

農業者、漁業者等による農水産物の生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、これらの取組に伴う所得向上、雇用確保の状況等を明らかにし、6次産業化の施策を推進するための資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

ア 農業・農村の6次産業化総合調査

(ア) 農業経営体等における6次産業化業態別調査

農林業センサス結果、農業協同組合等からの情報収集等により把握した「農産加工」、「農産物直売所」、「観光農園」、「農家民宿」及び「農家レストラン」を営む農業経営体並びに農業協同組合等が運営する「農産加工」、「農産物直売所」及び「農家レストラン」を対象に、委託事業者が調査票を郵送で配布し、郵送又はオンライン、FAX等で回収する自計調査により実施した。

(イ) 農業経営体における販売先実態調査

2015年農林業センサス結果で農産物の販売があった農業経営体を対象に、委託事業者が調査票を郵送で配布し、郵送又はオンライン、FAX等で回収する自計調査により実施した。

イ 漁業・漁村の6次産業化総合調査

(イ) 漁業経営体等における6次産業化業態別調査

漁業センサス結果、漁業協同組合等からの情報収集等により把握した「水産加工」、「水産物直売所」、「漁家民宿」及び「漁家レストラン」を営む漁業経営体並びに沿海地区の漁業協同組合等が運営する「水産加工」、「水産物直売所」及び「漁家レストラン」を対象に、委託事業者が調査票を郵

送で配布し、郵送又はオンライン、FAX 等で回収する自計調査により実施した。

(イ) 漁業経営体における販売先実態調査

2018 年漁業センサス結果で水産物の水揚げ(漁業生産)があった海面漁業経営体を対象に、委託事業者が調査票を郵送で配布し、郵送又はオンライン、FAX 等で回収する自計調査により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「6次産業化総合調査報告」として刊行する。

## 4 青果物卸売市場調査

(1) 調査の目的

青果物の卸売市場における卸売数量及び卸売価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにし、青果物の流通改善対策、価格安定対策等の資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

全国の主要な都市の青果物卸売会社を対象に、品目別、産地都道府県別の卸売数量及び卸売価額について、オンラインによる自計調査、調査対象へ電磁的記録媒体を郵送により配布・回収する自計調査又は職員による他計調査により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「青果物卸売市場調査報告」及び「青果物卸売市場調査報告(産地別)」として刊行する。

## 5 畜産物流通調査

(1) 調査の目的

食肉、鶏卵、食鳥の生産量、取引数量、価格等を明らかにし、価格安定対策、需給調整、流通改善対策等の資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

調査は、と畜場統計調査、鶏卵流通統計調査、食鳥流通統計調査及び食肉卸売市場調査に区分される。

と畜場統計調査は、全国のと畜場を対象に、と畜頭数等について、統計調査員による面接調査又は資料閲覧、調査対象が整備している情報の郵送又は FAX による収集、郵送により調査票を配布し、郵送又は FAX により回収する自計調査又はオンラインによる自計調査により実施した。

鶏卵流通統計調査は、全国の鶏卵集出荷機関から選定した対象に、鶏卵集荷量等について、統計調査員による面接調査又は資料閲覧、調査対象が整備している情報の郵送又は FAX による収集、郵送により調査票を配布し、郵送又は FAX により回収する自計調査及びオンライン調査により実施した。

食鳥流通統計調査は、年間の食鳥処理羽数が 30 万羽を超える食鳥処理場を対象に、処理羽数及び処理重量について、統計調査員による面接調査又は資料閲覧、調査対象が整備している情報の郵送又は FAX による収集、郵送により調査票を配布し、郵送又は FAX により回収する自計調査又はオンラインによる自計調査により実施した。

食肉卸売市場調査は、全国の食肉中央卸売市場等を対象に、枝肉取引成立頭数、重量、価額について、調査対象が整備している情報の郵送又は FAX による収集、郵送により調査票を配布し、郵送又は FAX により回収する自計調査又はオンラインによる自計調査により実施した。

なお、と畜場統計調査(日別)及び食肉卸売市場調査(日別)については、委託事業者による電話での聞き取り、FAX 及びオンライン調査により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「畜産物流通統計」として刊行する。

## 6 水産加工統計調査

全国の陸上加工経営体における水産加工品の生産量を調査し、水産加工品の生産動向を明らかにして、水産物需給計画、水産加工業振興対策等の資料を整備することを目的とする。

なお、令和元年度は平成 30 年度に「2018 年漁業センサス」を実施しているため平成 30 年調査を休止した。

## 7 食品循環資源の再生利用等実態調査

食品産業における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況等を明らかにし、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 116 号。食品リサイクル法)等に基づく施策を推進するための資料を整備することを目的とする。

なお、令和元年度は調査を休止した。

## 8 生鮮食料品流通情報調査

### (1) 調査の目的

卸売市場の市況及び入荷量、産地の出荷状況等に関する情報を、行政機関をはじめ、生産者、出荷団体、流通関係者、消費者等に迅速かつ的確に提供することによって、生鮮食料品の需給の均衡と価格の安定に資することを目的とする。

### (2) 調査の対象と調査の方法

調査は、青果物市況情報調査、食鳥市況情報調査及び鶏卵市況情報調査に区分される。

青果物市況情報調査は、全国の青果物市場を対象に青果物卸売会社の入荷量及び販売価格のデータをオンラインで収集した。

食鳥市況情報調査は、食鳥の卸売業を営む事業所を対象に国産肉用若鶏の1kg当たり卸売価格を委託事業者による電話での聞き取り調査により実施した。

鶏卵市況情報調査は、鶏卵の卸売業を営む事業所を対象に鶏卵の入荷量及び1kg当たり卸売価格を委託事業者による電話での聞き取り調査により実施した。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は、青果物、食鳥及び鶏卵市況情報として公表した。

## 9 野生鳥獣資源利用実態調査

### (1) 調査の目的

野生鳥獣の処理実態とともに、食肉利用等に係る市場規模等を明らかにし、野生鳥獣の食肉等への利活用への推進に向けての施策等のための資料を整備することを目的とする。

### (2) 調査の対象と調査の方法

調査は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき、食肉処理業の許可を有する食肉処理施設のうち、野生鳥獣の食肉処理を行っている全ての施設を対象に、委託事業者が調査票を郵送により配布し、郵送・FAX又はオンラインにより回収する自計調査により実施した。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「野生鳥獣資源利用実態調査報告」として刊行した。

## 第9節 農林水産統計システムの管理・運営

### 1 農林水産統計システム

「農林水産統計システムの事業の実施に係る管理運営要領」に基づき、農林水産統計調査の審査、集計、分析・加工を迅速かつ効率的に実施するため「農林水産統計システム」の管理・運営を行った。

また、当システムは平成28年度においてシステム更改を実施し、併せて政府共通プラットフォーム上に移行して、平成29年1月から運用を開始している。

### 2 データベースシステムを活用した農林水産統計の提供

農林水産省が公表する農林水産統計は、「統計調査等業務の業務・システムの最適化計画」に基づき、政府統計共同利用システム(e-Stat)の統計情報データベースを活用し提供するとともに、当省Webサイトからもリンクによる提供を行った。

## 第10節 農林水産行政等に関する意識・意向の把握

### 1 農林水産情報交流ネットワーク事業

全国に配置した情報交流モニター(生産者モニター、流通加工業者モニター、消費者モニター)の意見・意向等を迅速かつ的確に把握して農林水産行政に反映させるため、食料・農業及び水産業に関する意識・意向に関するアンケート調査を実施するとともに、各種農林水産施策に関する理解の増進を図るため、情報交流モニターとの意見交換を実施した。

### 2 食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査

農林水産行政ニーズに則した農林水産業に係る特定のテーマに対する関係者の意向を把握し、行政施策展開上の基礎資料に資するものであり、次のテーマに関するアンケート調査を実施した。

- ・有機食品等の消費状況に関する意向
- ・野菜やくだものの外観や販売方法に関する意向
- ・農業・農村の多面的機能及び棚田に関する意向
- ・フードチェーン関係者のGAPに関する意識・意向

・生産者等の食品トレーサビリティに関する意識・意向

## 第11節 農林水産統計に係る海外協力

国際的に高いニーズがある分野を対象に、我が国が有する知見を活用し、途上国における農林水産統計整備のための事業を実施しており、令和元年度においては、アセアン地域における持続可能な農業推進のための調査支援事業（アセアン拠出事業）、アフリカ食料安全保障情報整備支援事業（FAO 拠出事業）、アフリカ農業統計人材育成による世界戦略支援事業（FAO 拠出事業）及び包括的アフリカ農業開発プログラム支援事業（世界銀行拠出事業）を実施した。

また、国際的な農林水産統計動向を把握するとともに国際的な議論に貢献するため、第8回農業統計国際会合、第28回FAOアジア太平洋地域農業統計委員会等に出席し、我が国における取組を紹介した。

## 第12節 農林水産省図書館

### 1 収 書

令和元年度購入等により新たに収集した図書資料数は、図書1,186冊、視聴覚資料9タイトル、電子出版物47タイトルである。

令和元年度末における図書資料数は、図書187,523冊、視聴覚資料2,999タイトル、電子出版物1,940タイトルである。

また、令和元年度における新聞・雑誌の購読等の数は448種(国内388種、外国60種)である。

### 2 納本及び配布

令和元年度国立国会図書館法に基づき、国立国会図書館へ納本した農林水産省刊行資料は156種である。

また、他府省及び関係機関に対して、農林水産省刊行資料の配布を行った。

### 3 利 用

令和元年度の来館者数は18,029人、図書資料の貸出冊数は6,393冊であった。

また、当館と国立国会図書館及び各府省の図書館間での図書館資料の貸し借りは283冊(貸出132冊、借受151冊)であった。

## 4 情報システムの活用

図書館利用者に対する利便性向上のため、平成21年4月から林野庁図書資料館とシステムを共有化し、共通の図書貸出カードで資料の貸借を行っている。

また、インターネットから利用できるサービスとして、図書資料の目録情報及びデジタル化した電子化図書資料の閲覧・検索等のサービスを提供している。

令和元年度は、新たに322冊の農林水産省刊行資料のデジタル化を行い、デジタル化した資料の件数は4,648件となった。

## 5 電子・映像情報

パソコン、ビデオデッキ、DVDプレイヤー、モニター等の機器を設置し、電子・映像資料の視聴の場を提供している。